

事務連絡
令和元年10月17日

各都道府県介護福祉士養成施設等主管課
各都道府県精神保健福祉士養成施設等主管課 御中
各地方厚生（支）局介護福祉士養成施設等主管課

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

台風19号に伴う社会福祉士、介護福祉士及び 精神保健福祉士養成施設等の運営等に係る取扱いについて

今般、台風19号による災害の発生に伴い、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設等（文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を開講する大学等、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を開講する大学等及び福祉系高等学校等を含む。以下「養成施設等」という。）の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、所管の養成施設等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 受験資格及び登録資格に係る取扱い

(1) 今般の台風の影響により、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設等において必要な単位を履修し、又は当該養成施設等において必要な単位を履修して卒業した者については、今後、受験資格及び登録資格（登録資格については、介護福祉士養成施設に限る。）が認められること。

(2) 被災した地域に関わりのある学生については、休学等により、他の学生より修業が遅れることが想定される。

こうした場合であっても、当該養成施設等において必要な単位を履修し、又は当該養成施設等において必要な単位を履修して卒業した者については、今後、受験資格及び登録資格（登録資格については、介護福祉士養成施設に限る。）が認められること。

(3) (1) 及び (2) の取扱いは、各養成施設等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、各養成施設等にあっては、時間割の変更、補

講授業、インターネット等を活用した学習、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

2. 養成施設等の運営に係る取扱い

- (1) 被災した地域の養成施設等にあつては、台風の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が想定される。

こうした養成施設等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (2) 被災した地域の養成施設等にあつては、台風の影響により実習施設の変更が必要となることが想定される。

養成施設等における実習施設の変更を検討した結果、実習施設を変更する際には、変更が生じた日から1月以内に、当該変更に係る届出をすることとされているが、突発的な台風を受けた対応であることに鑑み、届出に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

また、実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお実習施設の確保が困難である場合には、実習に係る時間の一部について、実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

なお、介護実習の総時間数の3分の1以上を実習施設Ⅱ（介護職員に占める介護福祉士の割合が3割以上であり、介護サービス提供のためのマニュアル等が整備されている等の要件を満たす実習施設）にあてなければならないが、その確保が困難である場合は、実習施設Ⅰ（介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たす実習施設）における実習に代替して差し支えないこと。

【担当】厚生労働省 03-5253-1111（代表）

文部科学省 03-5253-4111（代表）

〔社会福祉士・介護福祉士〕

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
（内線：2845（資格・試験係））

〔精神保健福祉士〕

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
（内線：3064（障害保健係））

〔高等学校〕

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室
（内線：2380（助成係））

〔大学・短期大学・大学に付属する専修学校〕

文部科学省高等教育局医学教育課
（内線：3326（医療技術係））